

件名	愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法(昭和29年法律第162号)第57条、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第7条

【改正の概要】

サイバー犯罪の取締り及び暴力団対策を強化するための体制の強化を図るため、警察官の定数を9人増員するもの

1 警察官	2, 427人	→	2, 436人	(+9人)
(1) 警視	99人	→	100人	(+1人)
(2) 警部	204人	→	204人	(増減なし)
(3) 警部補及び巡査部長	1, 394人	→	1, 400人	(+6人)
(4) 巡査	730人	→	732人	(+2人)
2 警察官以外の職員	415人	→	415人	(増減なし)
計	2, 842人	→	2, 851人	(+9人)

施行日	平成25年7月12日
-----	------------

【その他参考事項】

- 法令
 - 警察法（昭和29年法律第162号）
（職員の定員）
第57条 省略
2 地方警察職員の定員（警察官については、階級別定員を含む。）は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。
 - 警察法施行令（昭和29年政令第151号）
（地方警察職員の定員の基準）
第7条 法第57条第2項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準は、それぞれ別表第2及び別表第3のとおりとする。

○ 四国4県の警察官（政令定員等）の状況

県名	改正前の政令定員	増員数	改正後の政令定員	改正後の警察官1人当たりの負担人口
徳島県	1, 512人	3人	1, 515人	517人
香川県	1, 812人	6人	1, 818人	551人
愛媛県	2, 391人	9人	2, 400人	599人
高知県	1, 571人	3人	1, 574人	480人